

2024 年 5 月 1 日

第 1 章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）	
遵守項目	適合（遵守）状況
1-1 建学の精神	遵守項目のとおり、すべて適合している。 建学の精神・理念、建学の精神に基づく人材像については、大学ホームページ、履修要項（Student's Manual）、大学案内等で公表し、組織として社会に貢献すべく努めている。
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	遵守項目のとおり、すべて適合している。 (1)建学の精神・理念に基づく教育目的等 教育と研究の目的は、学則に明記するとともに、教育のポリシー（三つのポリシー）に反映しており、これらを大学ホームページへの掲載および教授会等の会議を通して、教職員全員が理解し、共通認識のもとに教育と研究の推進に努めている。 (2)中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて 「文化学園大学 中期計画（2023 年度～2027 年度）」を策定し、学園ホームページで公開している。 計画は年度ごとに実施状況を振り返り、大学将来構想委員会および理事会で進捗管理を行い、結果を内外に公表している。 (3)私立大学の社会的責任等 前述の中期計画には、従来、学園の教育の柱としてきた「グローバル化、イノベーション、クリエイション」に加え、2023 年度から「サステナビリティ、ダイバーシティ」を加え、持続可能な社会の実現と、社会の多様化に対応した教育研究活動に努めている。
第 2 章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
遵守項目	適合（遵守）状況
2-1 理事会	遵守項目のとおり、すべて適合している (1)理事会の役割 寄附行為第 17 条は、学園の意思最高決定機関として理事の職務執行を監督することを示すとともに、開催要件や議決方法について規定している。また、第 19 条においては、理事会において審議、承認された事項について議事録を作成し、署名・押印、事務所への備付けについて定めている。 理事会の年間開催計画は事前に報告し情報を共有しており、7 日前までに開催通知や議事について通知し、審議に必要な時間を確保している。 理事・監事の責任が加重とならないように、寄附行為第 20 条に責任の免除が、第 21 条では責任限定契約が締結できることが規定されており、役員全員が「役員賠償責任保険」に加入している。
2-2 理事	遵守項目のとおり、すべて適合している。 (1)理事の責務 寄附行為第 12 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定されている。また、第 13 条には常務理事の職務を明記している。 役員の解任・退任についても、寄附行為第 11 条に明確に規定されている。 (2)学内理事の役割 学内理事については、多角的な意見が出るように担当理事をおいている。教職員としての業務量に配慮しつつ、理事としての業務を忠実に遂行している。 (3)外部理事の役割 外部理事は理事会等において、学内理事とは違った立場から様々な意見を述べており、理事としての業務を忠実に遂行している。
2-3 監事	遵守項目のとおり、すべて適合している。 (1)監事の責務（役割・職務範囲）について 監事の職務については、寄附行為第 16 条に規定されている。この法人の財産の状況又は理事の業務執行状況について確認するために、理事会及び評議員会に出席している。 (2)監事の選任 監事の選任については、寄附行為第 8 条に規定されている。常任監事の選解任についても同条に示されている。 (3)監事監査基準 寄附行為第 16 条第 4 号にて、法人の業務もしくは財産の状況及び又は理事の業務執行の状況について、会計年度毎に監査報告書を作成し、理事会・評議員

	<p>会に提出することが規定されている。</p> <p>(4)監事業務を支援するための体制整備 学内監査室と連携し、学内業務監査を実施している。また、監査法人と監査結果について情報共有する等、監査機能の充実を図っている。</p>
2-4 評議員会	<p>遵守項目のとおり、すべて適合している</p> <p>寄附行為第 24 条において、予め評議員会の意見を聞かなければならない諮問事項について規定し適切に運営している。</p> <p>寄附行為第 22 条に評議員会の開催要件等が規定されており、事前に審議事項や資料等を含んだ開催通知を送付し、意見を持って評議員会へ出席できるように運営している。</p> <p>寄附行為第 25 条において、「業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と、評議員会の意見具申等について規定されている。</p>
2-5 評議員	<p>遵守項目のとおり、すべて適合している</p> <p>評議員の選任に関しては、寄附行為第 26 条に規定されており、2023 年度は理事会選任 14 人、本法人設置校卒業生 3 人、学識経験者 4 人の計 21 人で運営されている。外部からも評議員を選任し、適切に運営している。</p>
第 3 章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
遵守項目	適合（遵守）状況
3-1 学長	<p>遵守項目のとおり、すべて適合している</p> <p>(1)学長の責務 学則第 26 条（学長は本学の校務を総理し所属の職員を統督する）のとおり、リーダーシップを発揮して大学運営を推進しており、所属教職員を統督している。</p> <p>(2)学長補佐体制（副学長・学部長の役割） 学長を補佐するため、副学長を 2 名（教育担当、研究担当各 1 名）、各学部の長を 3 名、事務全般を担当する局長を 1 名配置し、学長方針を実現すべくマネジメントしている。</p>
3-2 教授会	<p>遵守項目のとおり、すべて適合している</p> <p>教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されていない。</p>
第 4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
遵守項目	適合（遵守）状況
4-1 学生に対して	<p>遵守項目のとおり、すべて適合している</p> <p>建学の精神・に基づく教育事業は「3つのポリシー」に示し、大学ホームページ等を通して、学生・保護者、同窓生、教職員等のステークホルダーに公開し、公共性と信頼性の確保に努めている。</p>
4-2 教職員等に対して	<p>遵守項目のとおり、すべて適合している</p> <p>(1)教職協働 各種委員会や会議等においては、事務職員が参画し、教職協働で教学運営を行っている。FD、SD 活動は、大学の方針を共有して活発に行っている。</p> <p>(2)ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 建学の精神に基づく教育・研究活動を通じて、教員の資質向上に取り組んでいる。</p>
4-3 社会に対して	<p>遵守項目のほとんどは達成できているが、一部項目で未達成である。</p> <p>(1)認証評価及び自己点検・評価 毎年、教育目標の達成状況を点検・改善していく大学独自の「自己点検・評価報告書」を作成し、教職協働で PDCA サイクルを推進している。</p> <p>(2)社会貢献・地域連携 教育・研究活動を通じて、SDGs をめぐる社会の課題解決へと教育研究の成果を発信し還元しているが、大規模災害に対する地域社会との減災活動については未達成である。</p>
4-4 危機管理及び法令順守	<p>遵守項目のとおり、すべて適合している</p> <p>(1)危機管理のための体制整備 防災センターの配置、防犯カメラの設置、防災委員会、感染症対策委員会等の設置等を通して、さまざまな状況に迅速に対応できる環境の確保に努めている。</p> <p>(2)法令順守のための体制整備 全ての教育・研究活動、業務に関して、法令、寄付行為、学則、諸規程等を遵守するよう、組織的に取り組んでいる。</p>

第5章 透明性の確保（情報公開）	
遵守項目	適合（遵守）状況
5-1 情報公開の充実	<p>遵守項目のほとんどは達成できているが、一部項目で未達成である。</p> <p>(1)情報公開の充実 法令等で公開すべき情報に加え、自主的な内容もホームページを通して、公開し、充実を図っている。</p> <p>(2)自主的な情報公開 大学の教育活動は事業計画実施報告書に記載し、また自主的な点検・改善について自己点検・評価報告書を作成し、これらをホームページで公開している。</p> <p>(3)情報公開の工夫等 情報公開は学校法人及び大学のホームページで行い、スマホでの閲覧にも適するようなデザインにして工夫している。情報公開方針の策定と公開については寄附行為に定め、ホームページで遅滞なく公開している。</p>

確認結果

本ガバナンス・コードの適合状況点検結果は、遵守できていることが確認できた。今回の点検結果を踏まえ、学校法人文化学園及び文化学園大学は、建学の精神に基づく私立大学としての使命を果たすために、より一層自律的なガバナンスの強化と改善に向けて取り組む。